

## グレナダ入国に際する注意喚起

2月27日、米国経由でグレナダに入国しようとした邦人が、空港内の医療車両での待機を命じられ、体温検査を行った後、発熱はなかったのにも拘わらず、同国保健省が管轄するアパートに一時的に隔離される事案が発生いたしました。28日午前11時現在、同国政府による日本からの渡航者に関する、特別な渡航規制に係る発表は行われておりませんが、今後も入国審査官の判断により、同様の措置がとられる可能性は排除できませんので、同国への渡航については、注意してください。

同国も状況に応じては規制を強化する可能性もありますので、在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

### 【新型コロナウイルスに関する参考情報】

1. 新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～(首相官邸)

[https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html?fbclid=IwAR0mGSg0pcogc98Hb\\_syWiBaBG1-NVfu6sy15gcDhYjipMSw4IzL-sG4JII](https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html?fbclid=IwAR0mGSg0pcogc98Hb_syWiBaBG1-NVfu6sy15gcDhYjipMSw4IzL-sG4JII)

2. 新型コロナウイルス感染症に関する情報リンク(厚生労働省)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

3. 各都道府県の帰国者・接触者相談センター

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

### 【問い合わせ先】

在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号1-868) 628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail：[ryouji@po.mofa.go.jp](mailto:ryouji@po.mofa.go.jp)

当館は、ドミニカ国、セントビンセント、セントクリストファー・ネイビス、アンティグア・バーブーダ、セントルシア、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。